

様式（第 9 条関係）

審 議 結 果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和 8 年度 第 1 回益田市人権施策推進審議会
開催日時	令和 8 年 5 月 2 0 日（水）午後 3 時から午後 4 時 4 0 分
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	○出席者 【委員】渡辺委員（会長）、長岡委員（副会長）、大谷委員、神谷委員、田村委員、澄川委員、磯邊委員、野村委員、伊藤委員、前田委員、山本委員、岡田委員、大畑委員、原田委員、俵委員 1 5 名 【関係課】盆子原医療対策監、小田川人事課長、志田原子ども福祉課長、山根子ども家庭支援課長、吉田健康増進課長、斎藤一臣福祉総務課長、総合支援課吉川歩花副主任社会福祉士、坪島障がい者福祉課長、大崎高齢者福祉課長、高森教育総務課長、田原学校教育課長、堀江ひとづくり推進課長、齋藤勝義危機管理課長 松本産業支援センター所長 1 4 名 【事務局】和崎福祉環境部長、人権センター中島館長、栗山館長補佐、岡田相談員 4 名 ○欠席者 藤下委員 1 名
議題	① 人権センター事業実績について ② 令和 7 年度事業実績について ③ 令和 8 年度事業計画について ④ 人権施策に関する基本的な計画の策定について ⑤ 人権・同和問題に関する市民意識調査について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0 名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1	開会
2	会議の成立について
事務局	委員 1 6 名中 1 5 名の出席。「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」第 1 4 条第 3 項に基づき会議が成立していることを報告。

3 福祉環境部長あいさつ	
4 辞令交付	
5 自己紹介	
6 議事	
会長	会議を始める前に、今日の午前中に、益田市長から直接、本審議会に対して、来年度施行となる新しい人権施策に関わる基本計画の諮問を頂いたところです。
①人権センター事業について（資料１）	
人権センター事業について事務局より説明	
会長	新しく委員になられた方もおられますので、先ほど人権センター事業の説明がありましたが、人権センターそのものがどんな仕事をしておられるのかということも含めて、質問などあればこの機会に積極的にして頂ければと思います。 昨年、益田市において、島根県内では、3 番目になる人権に関する条例が制定されています。非常に意義のある画期的なことであり、その条例に基づいて、私たちは審議会というふうに名称も改めて、昨年度から活動をしているということです。 そこで先ほどの市長からの諮問というところに繋がっていくということになりますので、私たちも、その分緊張感なり責任感を持ってこの審議に臨みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは先ほどの人権センター事業実績について、何か質問ありましたらよろしくをお願いします。 それでは議題 2 の令和 7 年度の事業実績についての説明をお願いします。
②令和 7 年度事業実績について（資料 2）	
令和 7 年度事業実績について事務局より説明	
会長	項目ごとに質疑・応答をすれば良かったかもしれませんが、今日は通しての報告でしたので、通しての質疑・応答ということにしたいと思います。 どこかわかるように、最初に言っていただければ質問がより分かりやすいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。
委員	それでは 3 番目、子どものところで、ページは 5 ページのヤングケアラーに関することです。ヤングケアラーにつきましては事務局からの説明にもありましたように、大人や当事者も周りから気づきにくい。そういったことから実態把握が非常に難しいことだと思っています。そういった中で、令和 5 年実態調査、そして 7 年が支援の必要なヤングケアラーの把握に努められたということで、本当にヤングケアラー対策として、大きく進んだなというふうに感じております。 そんな中で、公表できるものとできないことがあるかなと思うのですが、益田市のヤングケアラーの実態で少しでも公開して教えていただけるものがありましたら、教えて頂けたらと思います。
関係課	ご質問ありがとうございます。

	ヤングケアラーの実態調査です。これは先ほど申しましたが、市内の学校に通う小学４年生から中学３年生までの児童生徒を対象にしまして、タブレットを用いて任意ではありますが記名のアンケートを行っております。 その質問項目の中には、お世話をしている家族がいますかとか、お世話をしている家族がどなたかとか、それからどういったお世話をしていますかとか、そういったことを質問しております。最後にヤングケアラーという言葉を知っていますかというのを尋ねております。この調査結果ですけど、ホームページ上に公開しておりますので、見ていただけたらと思います。結果として、まだヤングケアラーということに対する子どもさん自身の認知度があまり高くないということで、まだ質問の意図が伝わってないかなというような回答もされていまして。お世話をしている家族の方がいますかという質問に対する回答は、益田市がこの調査をする前に、国や県でも同じような実態調査をしておりますが、その中で、そのような家族がいますと回答した割合と、全国または県のほうと比較してもそんなに変わらない割合でした。全国、島根県、市内でも、一定数いるということがわかってきたところです。 その結果を踏まえまして、該当ではないかと思われるお子さんがいる学校に出向きまして、学校からも聞き取りをしております。 その中で、新たに、この子はヤングケアラーだということではなくて、大体もう既に何らかの関わりのあるお子さんがほとんどでした。ただ、こういう実態調査で、益田市にもそういったお子さんがいらっしゃるということが一定程度わかったので、それで、周知ですとかも含めて取り組まなければいけないというふうに思っております。
会長	ありがとうございます。 引き続き調査を踏まえて取り組まれていかれるのでないかなというふうに思いました。ほかにいかがでしょうか。
委員	13 ページの犯罪被害者等のところで、私自体が条例ができたということを知っておりませんでした。それで当然周知がされてないということも感じておられるみたいなので、益田市の人権条例の中々周知が、どこまで皆さんが周知されているかということも調べにくいでしょうが、今後こういった形で周知をされて、また、周知の浸透具合の評価に対する手立ては、何か考えられておられるのでしょうか。
関係課	犯罪被害者等支援条例のほうでございます。 昨年、条例制定にあわせましてホームページ等々でも、紹介をさせていただいております。あと協定締結のときも、講演会等々においてもチラシ等をお配りさせていただいております。 ただこのチラシについては全戸配布というような状況ではございません。 関係機関のいろいろな会議等々において、チラシの配布については行ってきたところです。 ただその中で、まだまだやっぱり不十分であるというところがございますので、ホームページ等は引き続きはもちろんです。今年度も新たに、県と一緒に研修会

	等々、今計画をしているところでございます。 その他の警察関係の会議の場であるとか、様々なそういった場をどんどん周知の場として捉えて、周知にあたっていきたいというふうに考えております。
委員	実は私ネット環境をやっておりません。ホームページが見られません。広報には載せられたんでしょうか。
関係課	そうですね、4月施行ですから5月号ぐらいに、掲載していたはずでございますが、改めましてですね、今年度にタイミングをみて、広報による周知を図っていきたいと考えます。
委員	ありがとうございます。
関係課	人権の条例についても回答させていただこうと思います。 条例の周知につきましては、ホームページ、広報に掲載しております。人権センターのロビーにも、御来館いただいた方に見ただけよう掲示をいたしております。 それと先ほども申しました記念事業における講演会等での周知、また、「いのち・愛・人権」展においても展示をいたしました。 啓発チラシを作成しまして、この4月に市内の小中学校、高校の全校生徒に配布をいたしております。本日の資料と一緒に送らせていただいた一般向けのチラシと本日お配りしている小学生向けの啓発チラシでございます。人企連、地区同推協、民生委員につきましては会長会の方に私出席させていただいて条例の説明とチラシを配布しております。また条例の周知の把握につきましては、人権センターでは各研修会を行なった時に、「この研修会どうでしたか」というアンケートを毎回行っております。今御質問ありましたように、条例の周知の浸透具合を把握するためにも、質問事項の中に、「条例を知っていますか」という設問を含めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。
会長	犯罪被害者に対する条例の周知については、いろんな機会をとらえて周知していただければと思います。
委員	その情報のことなんですけど、アパートを借りたりするときに、お知らせ放送とかで聞けばいいかなと思ったんですけど、お知らせ放送を最近つけてないので、益田市でもLINE登録してくださいというふうによく言われたことがあります。若者のほとんどがLINEをやっていて、益田市のLINEで通知が来れば、自然と分かるし、そこからホームページ見てくださとかいうのがあるので、それをやってもらえると楽なのかなと思ったりしています。ホームページ見てくださって言われますけど、いつできたのがまず分かってない。自分が知ろうって思わないんで、そういったことを使ってもらえるとみなわかります。せっかく使っておられる方はそれが早いかなって思います。
会長	具体的な提案ありがとうございました。よろしければ、7年度実績については終わりたいと思います。つづいて8年度の計画についてお願いいたします。

③令和 8 年度事業計画について（資料 3）	
令和 8 年度事業計画について事務局より説明	
会長	最後に言われた自死遺族に対する課題というのは、新たに追加されるようになったと理解をしました。 すいません、1 点私も質問をさせてもらいたいのですが、ヤングケアラーについてのことです。 数年前から非常に話題になり、益田市でも具体的に施策が進んでいるということに敬意を表します。実態調査を令和 6 年度にされて 7 年度はフォローアップをされたということですが、令和 8 年度以降の実態調査等の予定は今のところはっきりしていないということでしょうか。
関係課	実態調査ですが、国も定期的な調査をと言っています。前回は年度末に近かったということもあって、その後すぐに学年が変わってしまったりと時期的に問題もあって、実態調査をするに当たって考えないといけない課題、どの時期にするかとか、フォローアップの調査をいつぐらいにするかといった課題も見えて参りました。 先ほど会長さんがおっしゃったように、8 年度はどうするのかということですが、そのあたりも検討しつつ、この 1 回限りで終わるということは考えておりませんので、また教育部局とも相談しながら考えていきたいと思っております。
会長	また計画的にお願いしたいということと、こういう改まって実態調査ということではなく、日常的に、相談ができるような環境があることが一番大切だと思いますので、調査があろうとなかろうと、実態が把握できるような環境について、学校とか、色々なところで、調整頂けたらいいと思います。よろしくお願いします。 ほかにありましたらお願いします。 ないようでしたら、次の基本計画に関する説明を頂きたいと思います。
④人権施策に関する基本的な計画の策定について（資料 4）	
人権施策に関する基本的な計画の策定について事務局より説明	
会長	終了予定時間がきておりますが、今日議題の予定にあった市民意識調査についての報告は次回審議会の時でもよろしいでしょうか。次回の審議会は、基本計画に絞っての議論をしてもらって、その場で、意識調査の結果を踏まえて意見交換ができればいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
委員	（委員からの反対意見なし。）
会長	それでは、意識調査の報告については次回の審議会の議題にさせていただきたいと思います。 人権施策に関する基本的な計画の策定についてのご提案ですが、繰り返しませんが、国の法律、益田市の条例に基づいての計画決定になりますので、慎重審議が必要になるかと思います。ただ、基本的には現行の基本計画を踏襲してということの提案がありました。それから名称については改めて検討するということでした。 それから今後のスケジュールのところで、本日 5 月に第 1 回、7 月に第 2 回、9 月

	に第3回、必要があれば12月に第4回と、今年は普段と比べて会議の回数が増えますので、この後、7月、9月、予定を空けておいていただければと思います。 今年度末、来年の3月のところで、審議会としての計画を策定して、市のほうにお返しをする、答申という流れになろうかと思います。 何か質問はございますか。
委員	私はずっと聞いている中で、女性っていう項目があることになにか違和感を感じました。ここはもちろん、過去からの歴史の中で、男性が女性に暴力を振るったり、ハラスメント的な数が多かったのではなかろうかということも推察されるんですが、とは言っても男性が暴力を振るわれることがいいわけでもないし、男性が職場で何かを受けることがいいわけでもない。その可能性を排除する必要があるがこの会議においてはいいのではないのかなと思っております。 ただこの基本計画を立てる上で時期尚早だということであれば、数年後に、そういった意見があったっていうことを参考にさせていただきたいなということと、その他になるんですけど一緒に申し上げますと、これは会議の内容じゃなくて会議のことなんですけども、今日90分の会議で、説明が3分の2以上されました。事前にお1人何分ぐらいの説明が掛かりますかと、何分以内でお願いしますねとか、だったら今回の会議は2、3時間かかりますよという説明がないと、会議の計画性が余り感じられないような気がします。 次回以降について、時間配分と言いますか、そちらを検討して、開催されたほうがよろしいんじゃないかなと思います。
会長	会議の進行につきましては、私の至らぬ点があり大変申し訳ありませんでした。今日は特に時間がかかる内容の会議であったと思います。丁寧に担当課から説明があったというふうに理解をしております。 前半の女性という表現というかその項目についてですが、1番簡単な回答を私から言わせていただければ、国の計画がそもそもこういう柱立てになっているので、全てそれに従ってということに尽きるかなと思います。事務局の方向がありますか。
事務局	会長さんのおっしゃるとおりで、国における人権教育・啓発に関する基本計画において女性という項目がありますし、法務省の人権擁護機関においても毎年、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。その中でも女性の人権を守ろうというのがございまして、女性という表現を使用しています。
会長	この点につきましても第2回目の審議会で多少時間があると思いますので、また、意見を交換させていただきたいと思います。 今日、この場では、この基本計画の策定について、このスケジュールで進めていってよろしいかということの御了解をいただいております。いかがですか。意見はないと思いますので、よろしく願いいたします。 時間過ぎてますが、今日の全体を通しての御意見がございましたらお願いいたし

	ます、いかがでしょうか。 また、第 2 回目の会議で、お会いしたいと思います。
事務局	渡辺会長さんありがとうございました。 本日は事務局の事前の調整不足で、時間配分が曖昧だったところ本当に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。 最後になりますが、なにか委員の皆さんのほうから御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回益田市人権施策推進審議会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。